

令和 6 年 12 月 28 日からの大雪に伴う被害を受けた方々への支援について

令和 6 年 12 月 28 日からの大雪により、被災されました皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、早期の復旧をお祈り申し上げます。

弊社は、被災者の方々や被災地の救援・復旧に役立てていただくため、災害救助法適用市町村（注）にお住まいの皆さまに対し、以下のような可能な限りの便宜を図り、全面的にご支援させていただきます。

- ・お届け印等を紛失された皆さまに対する可能な限りの便宜措置
- ・お預り有価証券の売却・解約代金の受渡日以前のお支払いの申出があった場合の可能な限りの便宜措置

（注）災害救助法適用市町村

青森県：青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、平川市、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、
南津軽郡田舎館村、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町

[令和 6 年 12 月 28 日からの大雪に伴う災害救助法第 2 条第 2 項による災害救助法の適用について](#)

○最新の適用市区町村につきましては、内閣府ウェブサイトをご確認ください。

2025 年 1 月 7 日時点の財務局・日本銀行発表資料に基づき記載しています。

以 上